

(商号)

株式会社パルグループホールディングス定款

昭和48年10月27日	会社設立
平成14年 5月23日	改定
平成15年 5月21日	改定
平成16年 5月25日	改定
平成17年10月 4日	改定
平成18年 5月25日	改定
平成19年 3月 1日	改定
平成19年 5月24日	改定
平成20年 5月27日	改定
平成21年 5月27日	改定
平成23年 5月26日	改定
平成25年 3月 1日	改定
平成27年 5月27日	改定
平成28年 5月25日	改定
平成28年 9月 1日	改定
平成29年 5月24日	改定
令和 元年 5月29日	改定
令和 2年 3月 1日	改定
令和 4年 5月25日	改定
令和 5年 9月 1日	改定
令和 6年 5月29日	改定
令和 7年 9月11日	改定

第1章 総則

第1条（商号）

当社は株式会社パルグループホールディングスと称し、英文では PAL GROUP Holdings CO., LTD. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 紳士服、婦人服、子供服、中衣類その他衣類の製造、販売及び輸出入
- (2) 靴、ベルト、かばん、袋物、装身具の製造、販売及び輸出入
- (3) 和服、和装小物類の製造、販売及び輸出入
- (4) 日用品、家庭用品、事務用品の製造、販売及び輸出入
- (5) 家具、インテリア用品、観葉植物、美術工芸品、民芸品の製造、販売及び輸出入
- (6) 化粧品、化粧用雑貨、美容器具の製造、販売及び輸出入
- (7) スポーツ用品、娯楽用品、玩具の製造、販売及び輸出入
- (8) 衣服、靴、服飾雑貨に関するリメイク、リフォーム、修理及びクリーニング等各種サービス
- (9) 古物販売
- (10) 書籍販売
- (11) 有価証券への投資及び運用
- (12) 軽食の調理及び販売並びに喫茶店、レストラン及びパブの経営
- (13) 菓子、パン類、清涼飲料、コーヒー・茶、酒類その他飲食料品の販売及び輸出入
- (14) 旅館、ホテルの経営
- (15) レジャー施設の運営及び管理
- (16) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- (17) 労働者派遣事業
- (18) 前各号に付帯する一切の業務

2 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関の設置）

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、691,200,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

第10条（単元未満株式の買増請求）

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第3章 株主総会

第11条（基準日）

当社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第14条（決議要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（員数）

当会社の取締役は、20名以内とする。

第18条（選任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第19条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

第21条（取締役会）

取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第22条（報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役および監査役会

第23条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第24条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第25条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第26条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第27条（監査役会）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第28条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

第29条（損害賠償責任の一部免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役

(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第31条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第32条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第33条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。